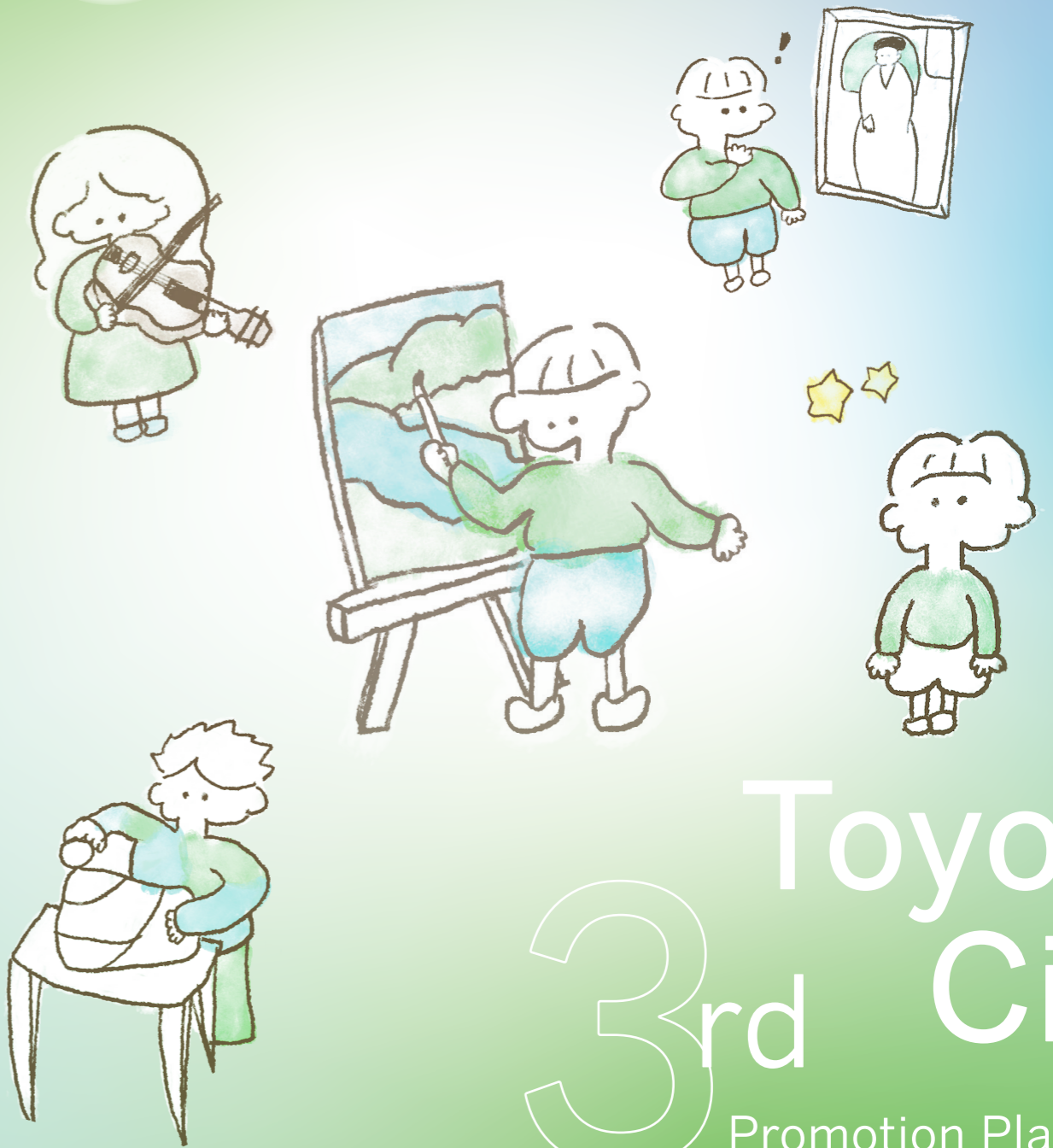


第3次 豊田市文化芸術振興計画

2026年4月～2036年3月



Toyota City
3rd Promotion Plan
of Arts and Culture

Toyota
City
3rd
Promotion Plan of
Arts AND Culture

文化芸術をともに楽しむ まちの実現に向けて

本市は、人口減少社会や少子化の進展など、変化の激しい予測困難な社会となる中で、安心して健やかに暮らせるまちを目指し、“まちづくりの羅針盤”となる第9次豊田市総合計画（ミライ構想・ミライ実現戦略2030）を2025年3月に策定しました。総合計画の将来像である「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」の実現を図るため、特に「こども起点」でまちづくりを考える視点、誰もが「つながり合う」まちづくりを進める視点、人を支える「まちの基盤」をつくる視点という3つの視点に注力し、様々な分野において取組を進めています。

文化芸術の分野については、2018年3月に2018年度から8年間を計画期間とした「第2次豊田市文化芸術振興計画」を策定し、基本理念「人々が心の豊かさを感じまちと市民の活力を生み出す 多様な文化芸術の創造」のもと、取組を進めてきました。

このたび、国や社会の動向、第2次計画における取組の成果や課題を踏まえ、新たに「第3次豊田市文化芸術振興計画」を策定しました。「幅広い市民による日常的な鑑賞・創作活動」、「文化芸術への理解・価値の浸透」、「文化芸術を通じたまちへの魅力・愛着の醸成」を目指す姿として、文化芸術の力が社会の中で活かされ、多様なつながりの中で文化芸術をともに楽しめるよう推進していきます。

最後に、本計画の策定に当たり、豊田市文化芸術振興委員会の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた多くの皆様に心から感謝を申し上げますとともに、引き続き計画の推進に御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月

豊田市長 太田 稔彦



目次 Index

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨	3
2 国・県・社会の動向	4
3 持続可能な開発目標（SDGs）	5
4 計画の対象とする文化芸術の範囲	6
5 計画の位置付けと計画期間	6

第2章 豊田市の文化芸術の現状と課題

1 豊田市の文化芸術活動の現状	8
2 第2次計画の進捗状況の総括	18
3 取り組むべき課題と対応方針	24

第3章 第3次計画の基本的な考え方

1 基本理念	26
2 目指す姿	27
3 基本目標	27
4 計画の体系	28

第4章 第3次計画の推進

1 施策と取組	31
2 推進体制	37
3 評価方法	37

第5章 関連資料

1 文化芸術基本法	39
2 豊田市文化芸術振興委員会設置要綱	44
3 豊田市の主な公共文化施設（貸館）	46

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨

文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性をかん養するとともに、心豊かで活力のある生活を実現していく上で不可欠なものであり、社会的財産であるといえます。文化芸術が継続して発展するためには、社会の中で文化芸術の力を生かしていくことが求められています。

また、少子高齢化や人口減少社会への突入、多様性社会の実現に向けた動向、人工知能技術の発展など、社会情勢は著しく変化しています。近年、文化芸術は、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の分野との緊密な連携の下、様々な価値を生み出しています。今後も、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、魅力発信、地域の活性化や交流など文化芸術活動を通して、社会の持続的な発展に寄与していくことが期待されます。

本市では、2018年3月に第2次豊田市文化芸術振興計画(以下「第2次計画」という。)を策定し、2022年の改訂を経て、計画に基づいた施策や事業を推進してきました。

2020年以降、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大したことで、イベントの中止や延期、活動の自粛や縮小が求められるなど、人々が文化芸術活動に関わる機会が減少し、第2次計画の推進に大きな影響がありました。一方で、SNSやオンライン配信等のデジタル化の急速な進展が契機となり、新たな鑑賞方法や文化活動が生まれるとともに、人々に文化芸術の価値や意味を再認識する機会を与えたとも言えます。

第2次計画の計画期間終了に伴い、本市の文化芸術のより一層の推進を目指して、国・社会の動向や本市の現状を踏まえながら、誰もが文化芸術に親しみ、まちの魅力や愛着が生まれるよう、第3次豊田市文化芸術振興計画(以下「第3次計画」という。)を策定します。



2 国・県・社会の動向

国は、2017年6月に、「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改正し、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「文化芸術推進基本計画」を策定することにしました。さらに、この改正のなかで、文化芸術そのものの振興に加え、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業などの他分野との連携や、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することの重要性を明らかにしました。

また、2023年3月に、文化芸術推進基本計画（第2期）を策定し、文化芸術施策の4つの中長期目標として、文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供、創造的で活力ある社会の形成、心豊かで多様性のある社会の形成、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成を定めました。

愛知県においては、2018年3月に「愛知県文化芸術振興条例」を施行し、2022年12月に「あいち文化芸術振興計画2027」を策定しました。4つの基本目標として、県民が等しく文化芸術に関わり、心を豊かにすることができる環境の整備、愛知の文化芸術を未来につなぐ人づくり、“愛知発”の創造・発信、愛知の文化芸術のポテンシャルを生かした地域力の向上を定めました。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響や社会環境の変化を踏まえ、文化芸術政策の推進に当たっては、最新の動向を的確に捉えることが求められています。DX（デジタルトランスフォーメーション）の進展や生成AI（人工知能）などの技術革新により、映像や音楽の表現形態は多様化し、幅広い需要に対応できる創造空間が実現しています。他方で、少子高齢化による人口減少は、地域の文化芸術の担い手や鑑賞者の減少により、伝統文化の継承や市場規模の縮小を招く可能性があります。

また、国の調査¹によると、小学生の頃に体験活動などをよくしていると、その後の成長に良い影響が見られることが分かっています。特に、文化的体験はこどもの向学意識（勉強・授業を楽しいと思う）や自尊感情など、全ての意識に良い影響が見られることが分かりました。



3 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。国は、地方公共団体によるSDGsの取組の推進に向け、地方創生分野における日本のSDGsモデルの構築を進めています。本市は、2018年6月に持続可能な開発目標達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs 未来都市」として内閣府に選定されました。



また、2025年3月には、まちの持続可能性に加え、市民一人ひとりの心身の豊かさも一層大切にしたいという思いから、本市独自の横断的な目標として「とよたローカルゴール」を設定しました。

本計画においては、特に下記の5つのゴールについて、本計画の各施策を推進することにより、目標達成に寄与すると考えます。

本計画が目標達成に寄与する5つのゴール

<p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>17 パートナシップで目標を達成しよう</p>	<p>L1 こどものミライに夢と希望を</p> <p>Toyota City</p>	<p>L2 地域に愛着と誇りを</p> <p>Toyota City</p>
-----------------------------	--------------------------------	-----------------------------------	---	---

とよたローカルゴール

¹文部科学省委託調査「青少年の体験活動の推進に関する調査研究報告書」2021年3月

4 計画の対象とする文化芸術の範囲

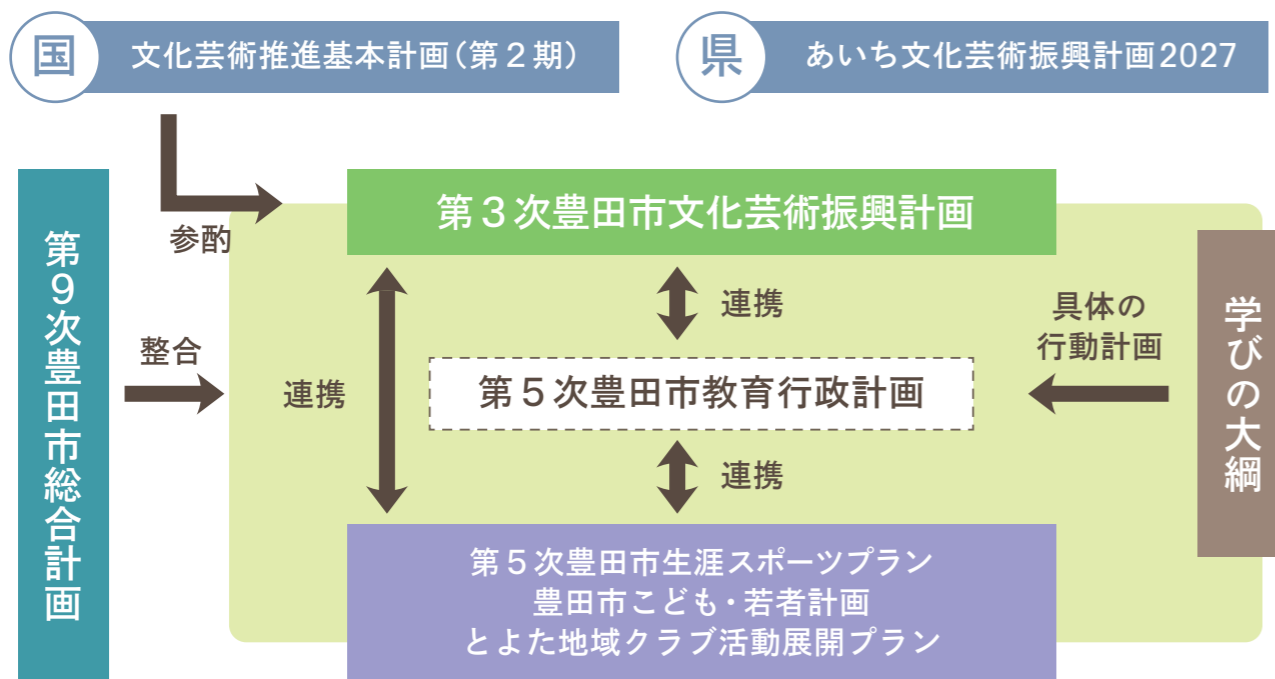
本計画では、音楽、美術、演劇、伝統芸能等、右に示すものを文化芸術の範囲とします。また、文化芸術は新たな創造活動により常に変化していくため、これらの枠にとらわれることなく新たな分野についても注視しながら配慮していきます。



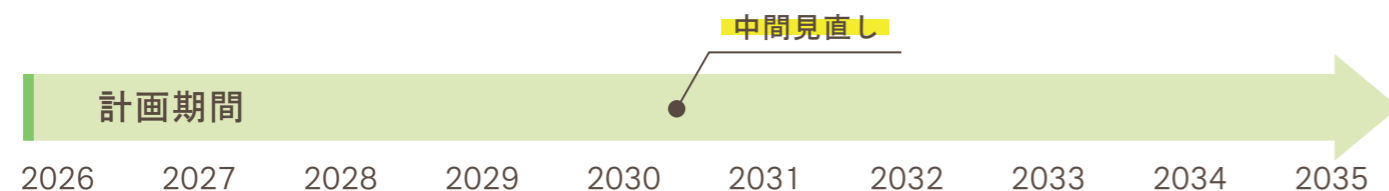
5 計画の位置付けと計画期間

本計画は、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」として位置付ける、本市の文化芸術における基本的な計画です。

また、豊田市の教育に関する大綱「学びの大綱」の基本理念等を踏まえながら、上位計画である「第9次豊田市総合計画」との整合及び市の関連計画との連携を図ります。



本計画の計画期間は、2026年度から2035年度までの10年間とします。なお、第9次豊田市総合計画「ミライ実現戦略2030」の終了時期に伴い、2030年度に中間見直しを行い、新たな考えや必要な施策を反映させていく予定です。



第2章

豊田市の 文化芸術の 現状と課題

1 豊田市の文化芸術活動の現状

アンケート調査やヒアリング、文化施設の利用統計等をもとに、豊田市における文化芸術活動の現状を分析しました。

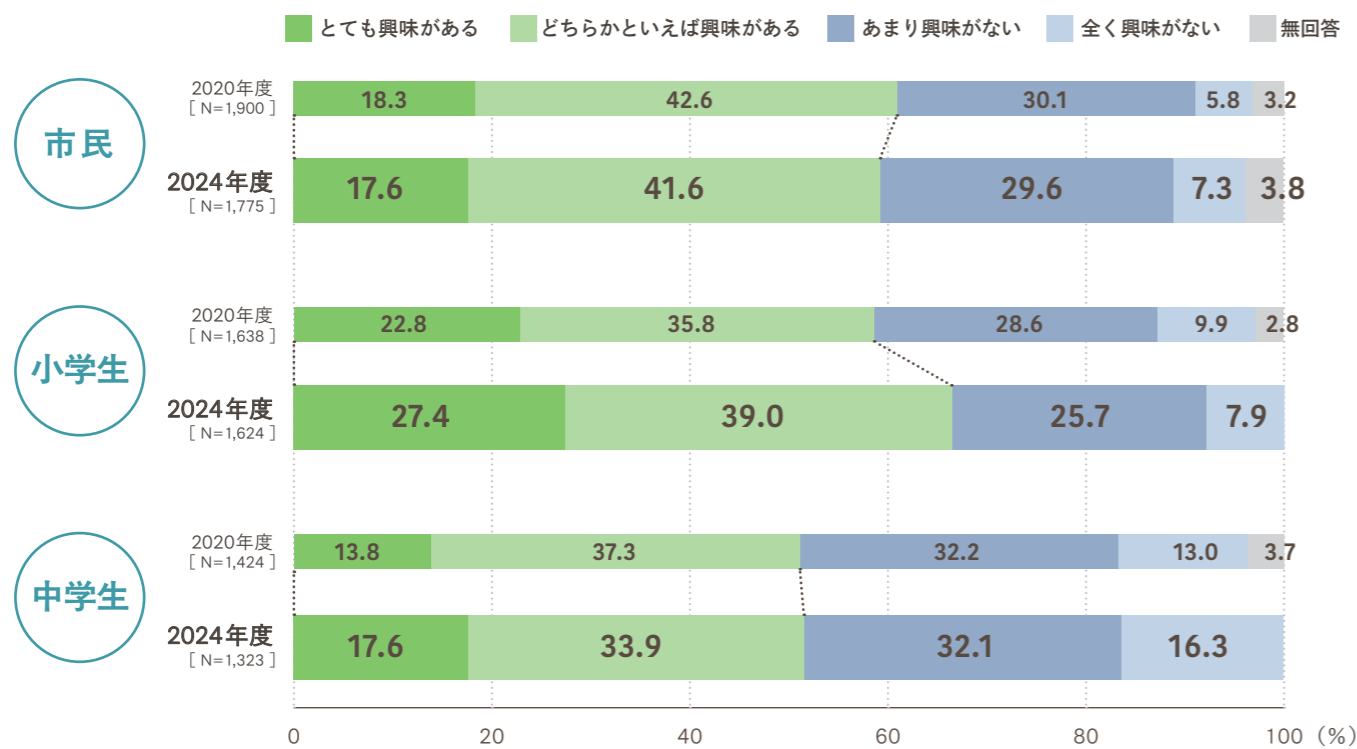
アンケート分析①

(1) 豊田市の教育に関するアンケート調査

調査時期：2024年8月～9月

調査区分	市民	小学生	中学生
調査対象者	16歳以上の市民	市内の小学校5年生	市内の中学校2年生
配布数	3,688件	1,700件	1,450件
有効回収数	1,775件	1,624件	1,323件
回収率	48.1%	95.5%	91.2%

Q. 文化芸術に関する興味

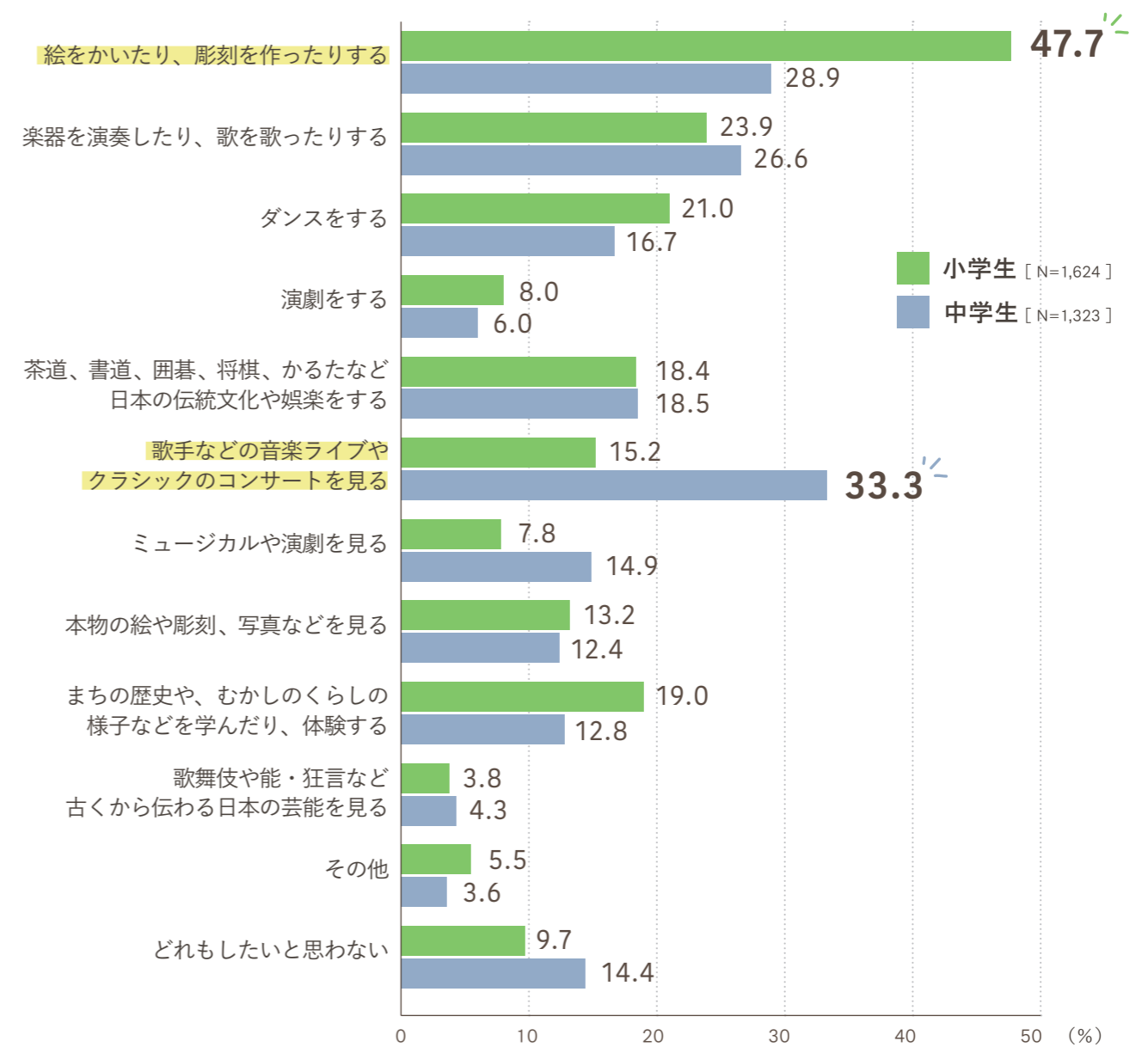


文化芸術に関する興味

「とても興味がある」「どちらかといえば興味がある」の合計は、市民が59.2%、小学生が66.4%、中学生が51.5%となっています。前回(2020年度)調査から、小学生が7.8ポイント、中学生が0.4ポイント増加しました。



Q. こどもの文化鑑賞や文化活動の意向と内容 [小学生・中学生]

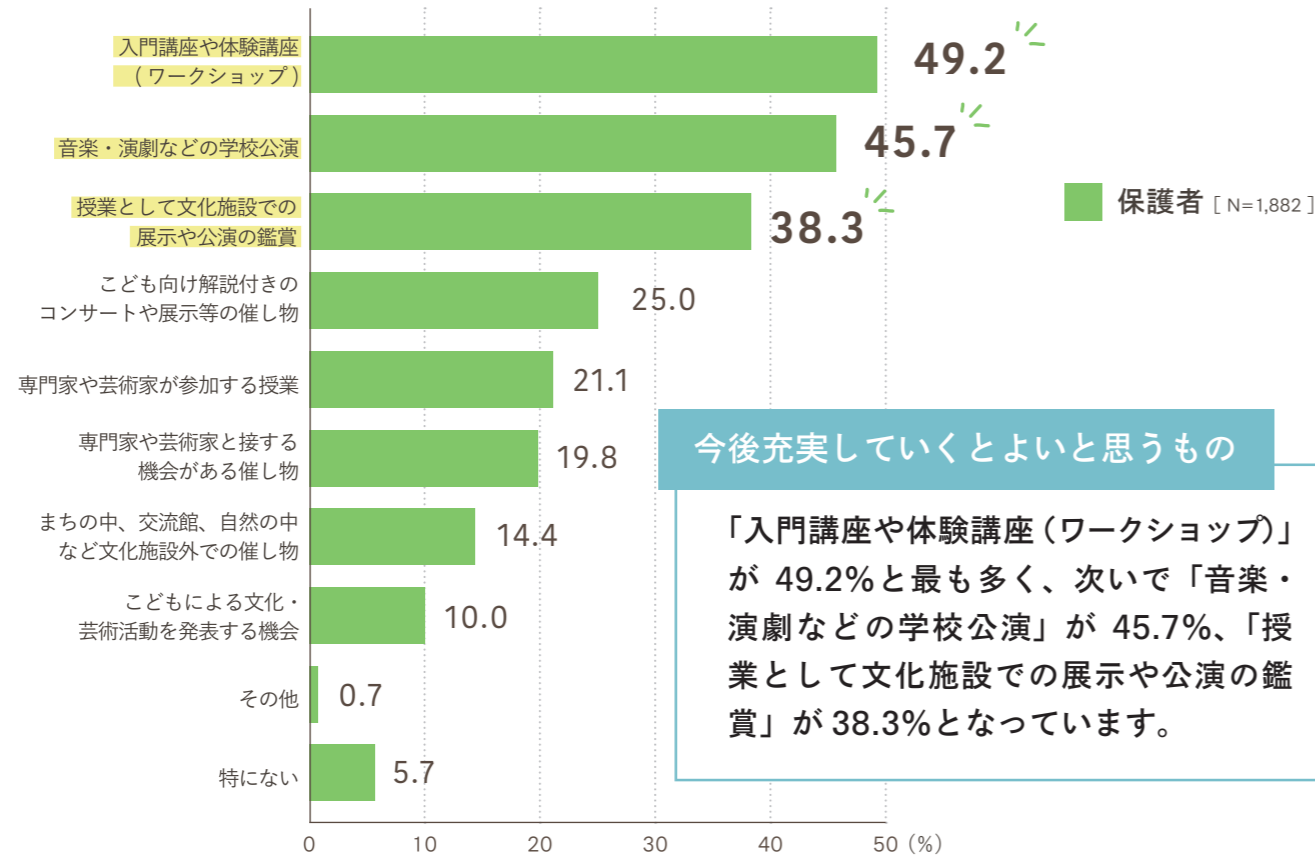


文化鑑賞・活動の意向と内容

小学生は、「絵をかいたり、彫刻を作ったりする」が最も多く47.7%となっています。中学生では、「歌手などの音楽ライブやクラシックのコンサートを見る」が最も多く33.3%となっています。

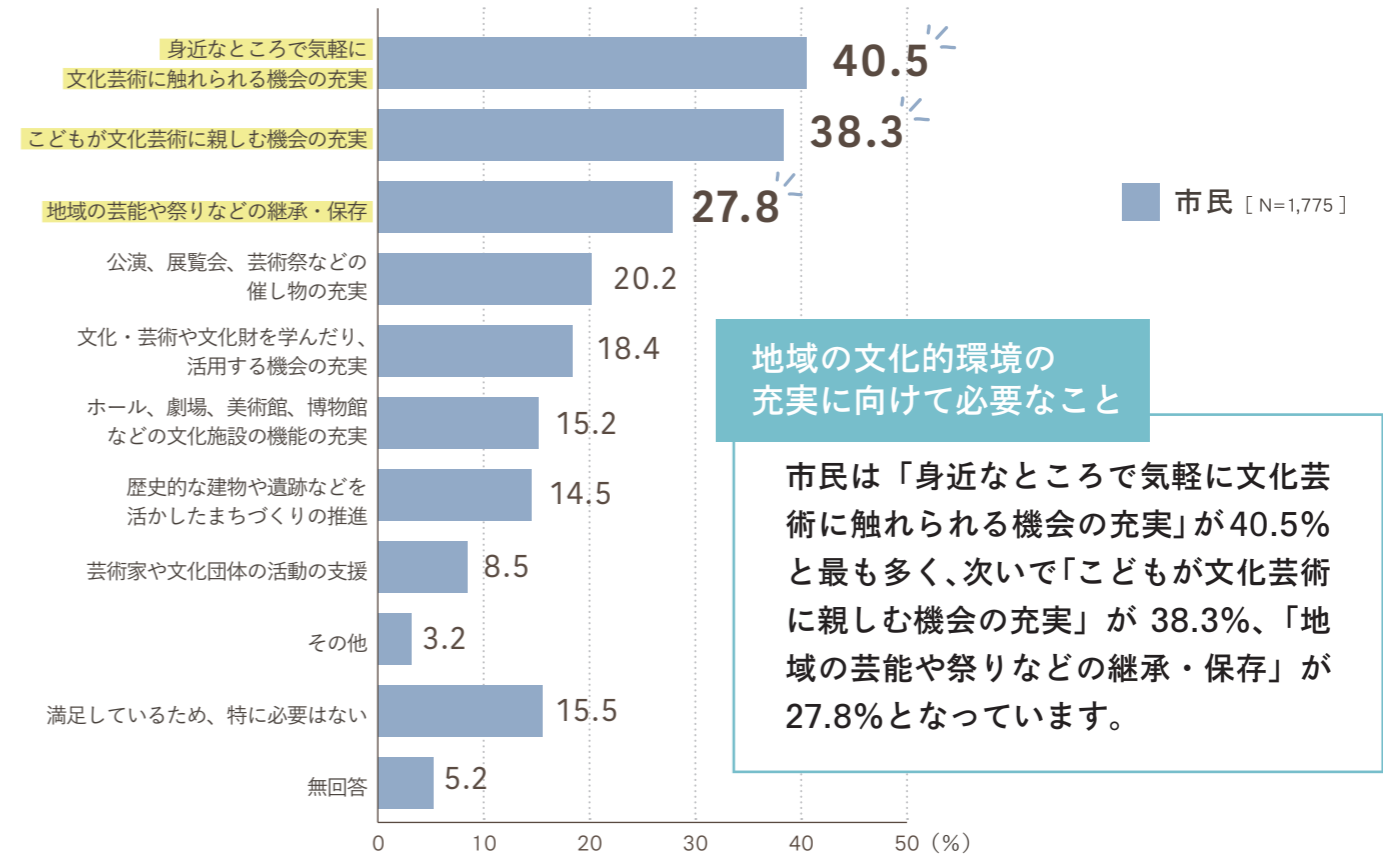


Q. こどもを対象とした充実していくとよい催し物や取組



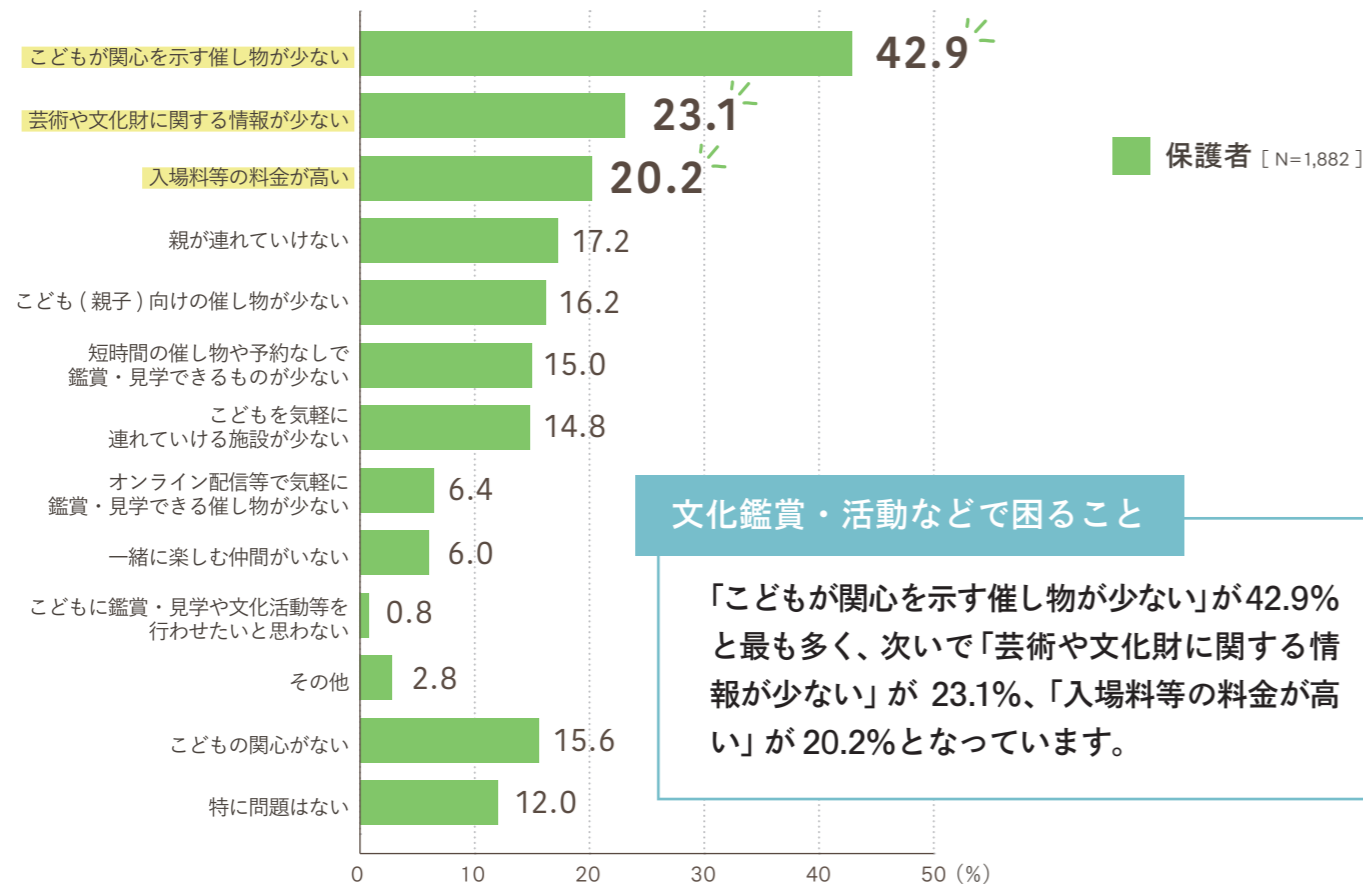
今後充実していくとよいと思うもの
 「入門講座や体験講座(ワークショップ)」が49.2%と最も多く、次いで「音楽・演劇などの学校公演」が45.7%、「授業として文化施設での展示や公演の鑑賞」が38.3%となっています。

Q. 地域の文化的環境の充実に向けて



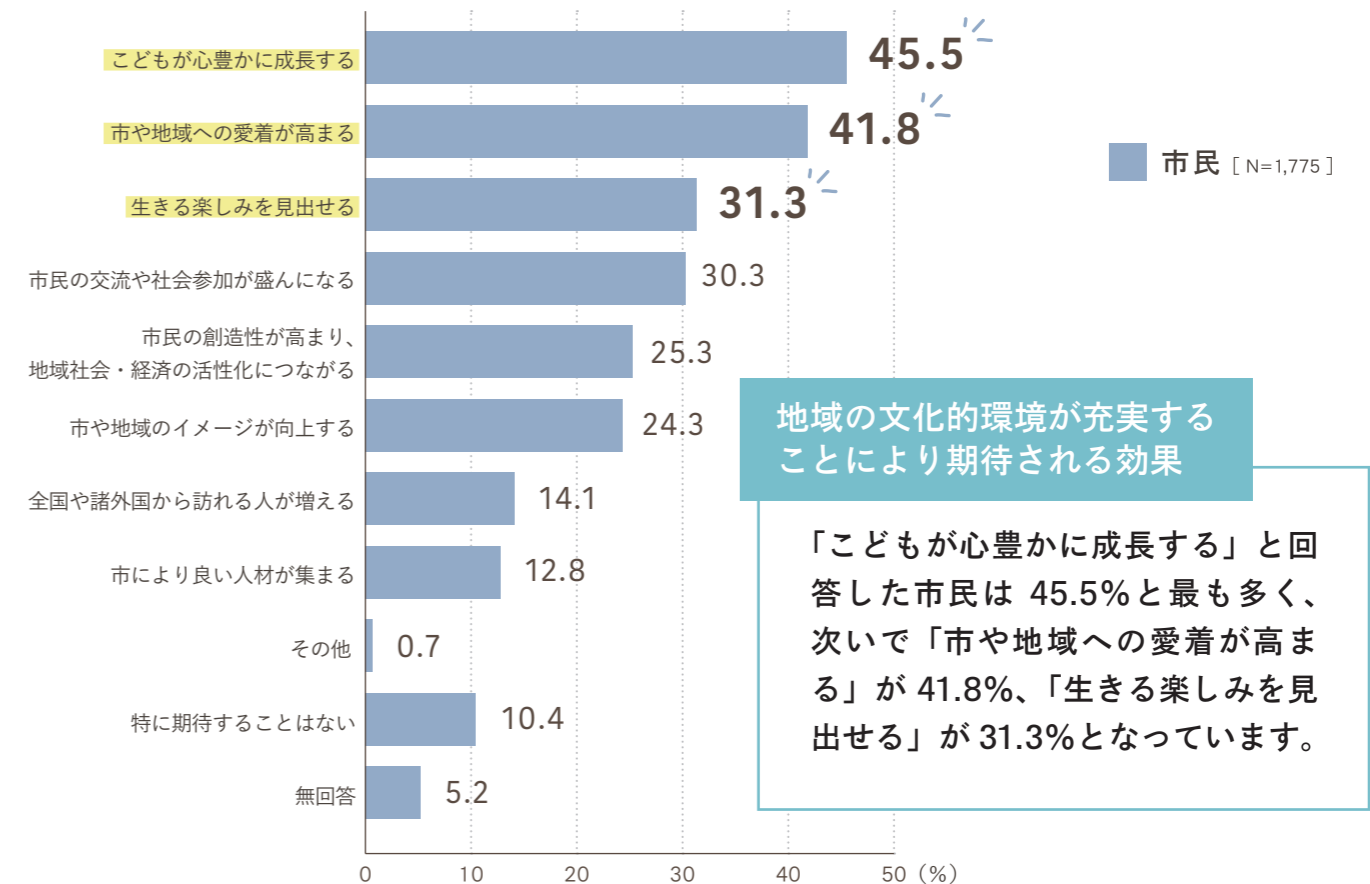
地域の文化的環境の充実に向けて必要なこと
 市民は「身近なところで気軽に文化芸術に触れられる機会の充実」が40.5%と最も多く、次いで「こどもが文化芸術に親しむ機会の充実」が38.3%、「地域の芸能や祭りなどの継承・保存」が27.8%となっています。

Q. こどもの文化鑑賞・活動などで困ること



文化鑑賞・活動などで困ること
 「こどもが関心を示す催し物が少ない」が42.9%と最も多く、次いで「芸術や文化財に関する情報が少ない」が23.1%、「入場料等の料金が低い」が20.2%となっています。

Q. 地域の文化的環境が充実する効果



地域の文化的環境が充実することにより期待される効果
 「こどもが心豊かに成長する」と回答した市民は45.5%と最も多く、次いで「市や地域への愛着が高まる」が41.8%、「生きる楽しみを見出せる」が31.3%となっています。

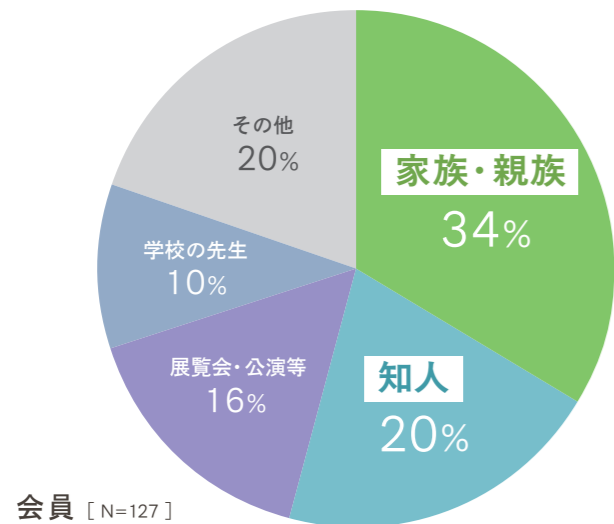
アンケート分析②

(2) 豊田市の文化芸術の未来に向けたアンケート

調査時期：2024年12月

調査対象者	豊田文化団体協議会会員(団体・個人)	有効回収数	99件
配布数	240件	回収率	41.3%

Q. 文化芸術に興味を持ったきっかけ
(複数回答)

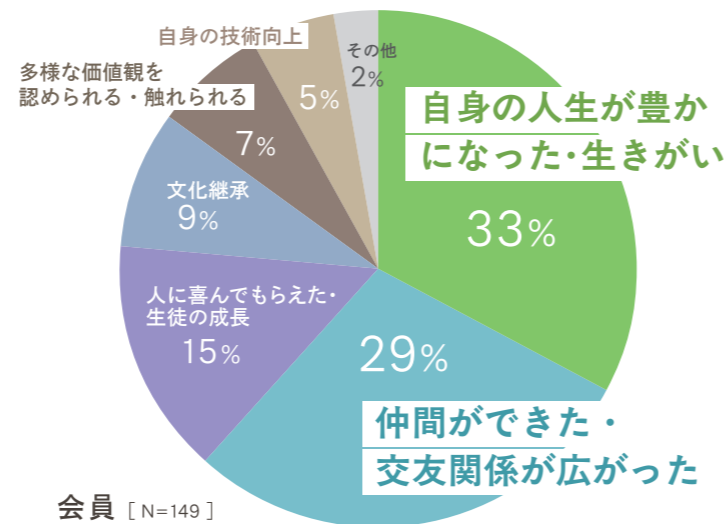


会員 [N=127]

文化芸術に興味を持ったきっかけ

家族や知人など身近な人の影響が大きいことが分かりました。

Q. 文化芸術をやっていてよかったこと
(自由記述)

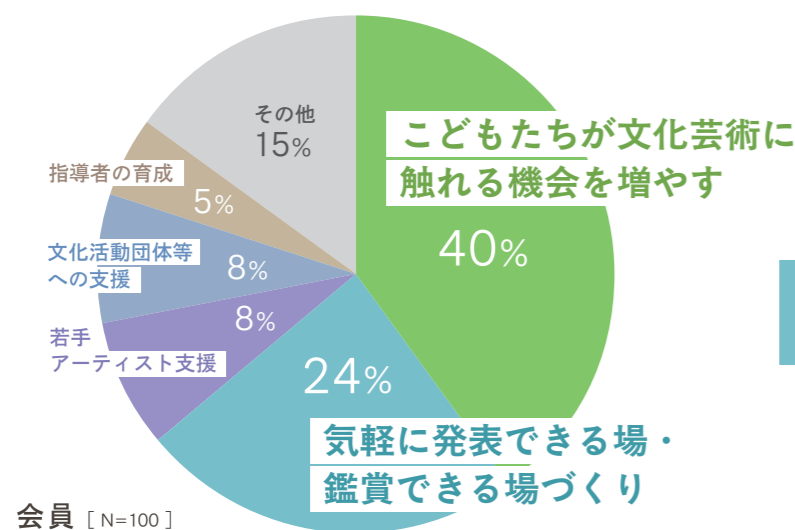


会員 [N=149]

文化芸術活動をやっているよかったこと

「豊かな人生となった」「たくさんの仲間に出会えた」といったコメントが大半を占めました。

Q. この先10年、市の文化芸術に関する取組として注力するとよいこと
(自由記述)



会員 [N=100]



この先10年、市の文化芸術に関する取組として注力するとよいこと

「子どもたちが触れる機会」「気軽に発表・鑑賞できる場」といったコメントが多数ありました。

(3) 文化活動者へのヒアリング調査

調査時期：2024年9月～10月

参加者・人数

クラシック演奏家、演劇関係者、美術作家、コンサート企画者、アートディレクター、芸術系大学生、文化拠点オーナー等 延べ18人

地域の文化活動について知るとともに、文化活動者と一緒に地域の文化芸術を盛り上げる機運を醸成するため、座談会を3回開催しました。

座談会では、①文化芸術活動を始めたきっかけ、②普段の文化芸術活動をどこで行っているか、③市の文化芸術の現状をどう思うか、④文化芸術の普及のために必要なことは何かなどについて意見を伺いました。座談会で得られた主な意見から、文化活動者を育てるために必要な視点を踏まえ、次のとおり整理しました。

Q. 文化活動者を育てるために必要な視点



文化活動を始めたきっかけは、親や学校の先生などが影響している。こどものやりたい思いを周りの大人たちが認め、伸ばしていく必要がある。



文化芸術が暮らしの中で身近に見えることが大切。興味・関心に繋がり、活動したい人にとっても入口になる。

アーティストが育つためには、アーティストと市民(地域)の接点をつくっていく必要がある。



とよたデカスプロジェクト



豊田市少年少女合唱団

(4) こどもワークショップ

調査時期：2025年8月

参加者・人数

小学校5年生～高校生（公募） 9人

こどもの意見を計画の内容に反映し、現状を踏まえた効果的な計画とするため、こどもワークショップを開催しました。

ワークショップでは、①文化芸術を鑑賞したことがあるか、②文化芸術活動をしているか、③市の文化事業を知っているか、④文化芸術でどんなまちになったらいいか、について意見を伺いました。ワークショップでの意見を基に、こどもの現状とどんなまちになると良いかを、次のとおり整理しました。

Q. こどもたちが置かれている現状



こどもは、観戦・鑑賞にひとりでは行けない。親の関心、価値観によって選択肢が狭められてしまうことや、移動手段について、保護者の影響が大きい。

塾通いや習い事、受験などでのんびり過ごす余白の時間が少ないなど、日常的に忙しいという現状がある。

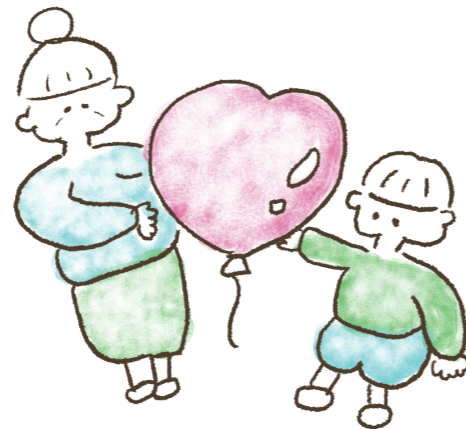


自分の好きなことを友人や趣味が同じ人と共有したいという気持ちがある。

Q. 文化芸術でどんなまちになると良いか

好きなことを共感したり、認められるまち

好きなことを深めたり、みんなで楽しむことができるまち

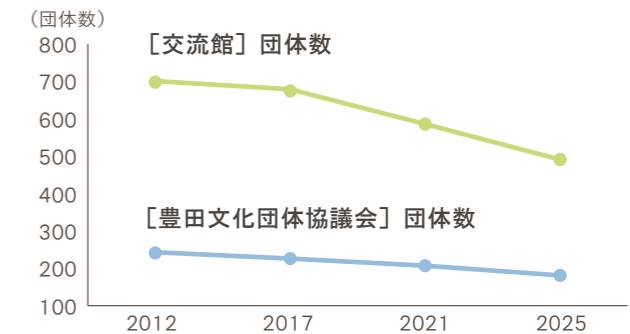


(5) 豊田市における文化活動の現状

文化団体

年度		2012	2017	2021	2025
豊田文化団体協議会	団体数	243団体	226団体	207団体	181団体
	個人会員数	50人	56人	71人	77人
	総会員数	5,023人	4,489人	3,995人	3,422人
交流館	文化活動団体数	701団体	679団体	586団体	491団体

豊田文化団体協議会に加盟する文化団体数は減少傾向にあり、会員数についても、4年毎に概ね500人ずつ減少しています。各流派で活動していた団体が、団員の減少により流派や会を維持できなくなり、個人や、より大きい協会や連盟を組織し、活動を継続する傾向があります。



各地域の交流館で活動する文化活動団体数も減少が見られます。ただし、交流館の登録団体数に占める文化活動団体数の割合は変化していないことから、他分野の活動団体も減少していることが伺えます。

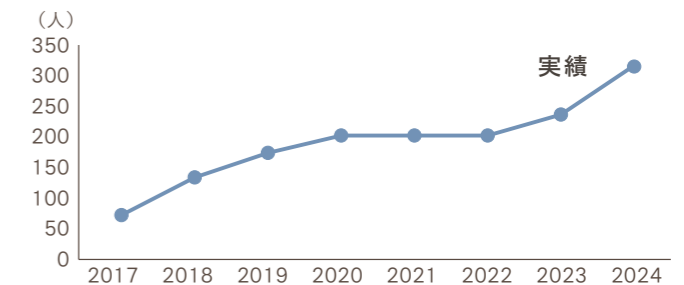
豊田文化団体協議会及び各地域の交流館で活動する文化活動団体について、関係者へのヒアリングによると、団体の構成員は高齢者が多いとの回答でした。コロナ禍で活動を自粛した後、そのまま活動を止めてしまった団体が多いと考えられます。

個人

年度		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
アートサポーター登録者累計(人)	目標	20	50	80	100	100	100	-	-
	実績	68	131	172	201	201	201	236	318

※2023年度から市民アートプロジェクト公式LINE登録者数

個人については、アートサポーター（主体的にアートイベントに関わる市民）から市民活動団体が生まれ、自主的なアートイベントを開催しています。



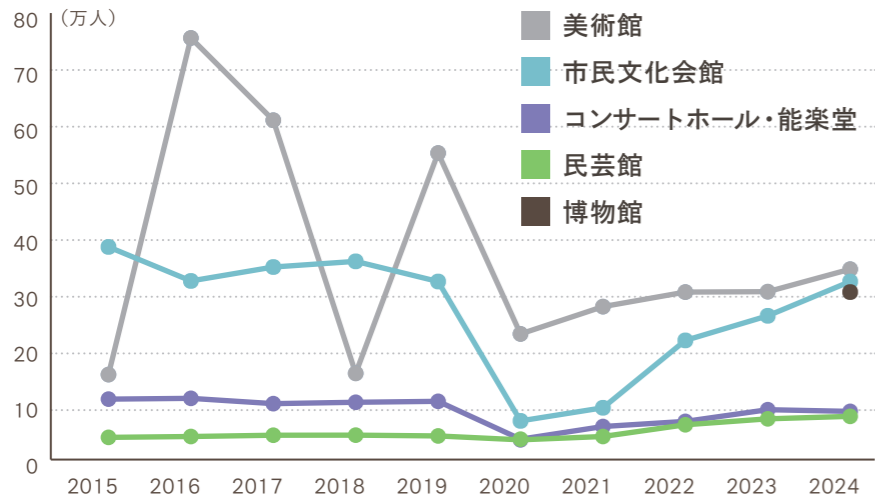
文化活動を行っている市民の割合は減少していないため、団体に所属しない活動者の連携や発表の場の創出、既存の団体の後進の育成や次世代を担うこどもへの文化継承について、今後検討していく必要があります。



(6) 文化施設の利用状況

主要文化施設の利用者数推移

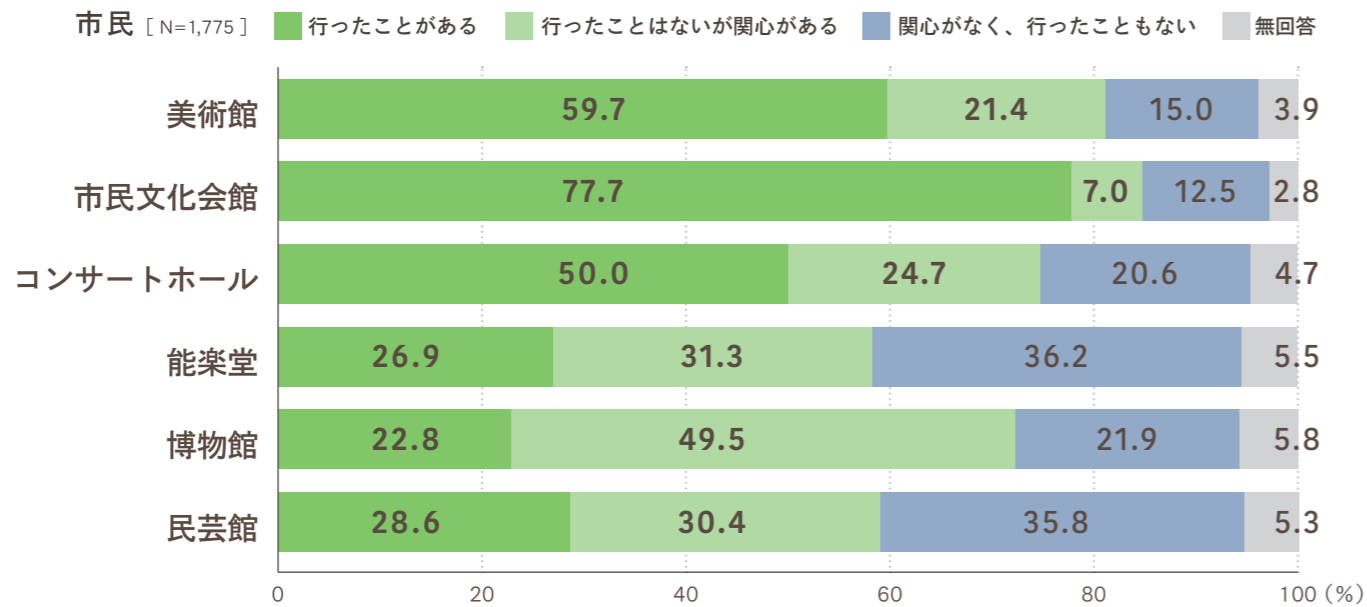
※改修休館：美術館 2018年7月～2019年5月
市民文化会館 2020年3月～2021年10月



過去10年間の利用者数の推移をみると、2020年3月以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響で大幅に減少しています。近年、利用者数は回復に向いつつも、コロナ禍以前(2019年度)までは戻っていない施設が多いです。

市民の文化施設利用状況

出典：2024年度「豊田市の教育に関するアンケート調査」



文化施設に行ったことがある市民の割合は、市民文化会館、美術館で高くなっています。博物館への市民の関心が高く、民芸館に行ったことがあると答えた人が他施設と比べて前回(2020年度)調査から増加しています。



豊田市博物館

(7) 現状分析のまとめ

こどもの体験機会の充実

文化活動をはじめ多くの市民は、文化芸術はこどもが心豊かに育つために大事なものという認識が高く、こどもたちにたくさん触れてほしいと考えていることが分かりました。

こどもたちは、「みる」より「する」ことが好きで、保護者もこども向けの体験機会やきっかけが充実して欲しいと考えていることから、そのニーズを捉えて、今後もより一層、こどもの体験機会を充実させていく必要があります。

趣味や娯楽の多様化

保護者の「こどもの文化芸術鑑賞や活動に対する困りごと」として、「こどもが興味を示す催し物が少ない」という回答が多いです。

文化芸術に興味のあるこどもの割合は増加しているものの、趣味や娯楽の多様化など時代の変化が現れている結果と推察されます。

アウトリーチ型の企画の充実

文化芸術に興味を持ったきっかけでは、身近な人の影響が大きいことが分かりました。

一方で、国の調査から、収入の水準が相対的に低い家庭であっても、体験の機会が多くあったこどもについては、家庭の経済状況などに左右されることなく、その後の成長に良い影響が見られることが明らかになっています。

各家庭の関心を高める取組を続けつつ、今後は、学校や地域といったアウトリーチ型の企画を充実させるなど、手法を検討していく必要があります。

文化芸術をより身近に

アーティストが育つためには、アーティストと市民(地域)の接点をつくっていく必要があります。

文化芸術活動者自身も、豊田市でこの先10年注力が必要と考えるものとして「気軽に発表・鑑賞できる場」と回答した人が多く、文化芸術が暮らしの中で身近に見えることが興味・関心につながり、活動を始めるきっかけになると分かりました。

文化芸術を支える人材の掘り起こし

文化芸術活動は、豊かな人生や交友関係の広がりにつながると思う人が多く、心豊かで活力のある生活に大きな影響を与えています。

文化芸術を通じた様々な交流の輪を広げいくためにも、文化芸術を支える人を掘り起こしていくことが引き続き求められます。

新たな層の獲得のための工夫や努力

文化施設の利用者数は、コロナ禍以前まで回復していない状況があり、特にコンサートホール・能楽堂は、主な鑑賞者が高齢者であったことから、影響が出ています。

今後は、鑑賞者離れを抑制しながら、新たな層の獲得に向けた工夫や努力が必要です。

関心がある人へのアプローチ

市民の文化施設の利用状況をみると、能楽堂、博物館、民芸館では、市民の半数以上が訪れたことがない一方で、「行ったことはないが関心がある」層が一定程度存在しています。

この層に対し、効果的なアプローチができると、施設利用者の増加が見込めると考えます。

2 第2次計画の進捗状況の総括

(1) 第2次計画の概要

計画期間：2018年度～2025年度

基本理念

人々が心の豊かさを感じ、まちが市民の文化芸術の活力を生み出す。多様な文化芸術の創造

目指す姿

こどもから高齢者まで、幅広い市民が文化芸術に親しみ、積極的に鑑賞・創作活動を行っています。

様々な市民が、文化芸術活動を通じて地域の魅力発掘やまちづくりに関わり、豊かさや充実感、達成感を感じています。

文化芸術の力が社会の多様な場で生かされ、いきいきとしたまちの推進力となっています。

基本目標

豊かな個性と創造性あふれる人づくり

文化芸術が人々をつなげ、社会に広がる仕組みづくり

文化芸術の創造を推進するための基盤づくり

基本施策

1 <みる・ふれる> 多様な鑑賞・体験の機会の拡充

2 <つくる・つたえる> 活発な創作活動の推進

3 <むすぶ・つなげる> 活動する人々の連携とまちの活性化への展開

4 <つかう・いかす> 文化芸術活動を支える基盤整備

取組内容

- (1) 気軽に文化芸術に出会う機会の拡充
- (2) 幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の拡充
- (3) 公共的空間等の活用による文化芸術の浸透

- (1) 市民の創作・発表機会の充実
- (2) 若手芸術家の発表機会の充実
- (3) 文化活動団体間の交流と連携の促進

- (1) 創造的な活動を推進する市民主体の体制づくり
- (2) 文化芸術による地域資源の再発見と発信
- (3) 文化芸術と様々な関係分野との有機的な連携

- (1) 施設環境整備による安全性・利便性の向上
- (2) 文化芸術活動拠点としての情報発信
- (3) 施設職員の専門性強化

主な事業

- クラシック音楽・能楽普及啓発事業
- クラシック音楽・能楽地域活性化事業
- おいでんアート体験フェア
- クラシック音楽・能楽鑑賞事業
- 美術館・博物館・民芸館展覧会開催事業
- 美術館による教育普及事業
- とよた市民アートプロジェクト
- 豊田市民美術展の開催
- 高齢者作品展の開催
- 障がい者作品展の開催
- 青少年音楽3団体の運営
- 舞台芸術人材育成活用・創造事業
- 民芸の森活用事業
- おいでんアート体験フェア【再掲】
- とよた市民アートプロジェクト【再掲】
- とよたデカスプロジェクト
- とよたデカスプロジェクト【再掲】
- 農村舞台アートプロジェクト
- 小原和紙の後継者育成事業
- 学校への文化活動者派遣事業
- クラシック音楽・能楽地域活性化事業【再掲】
- 美術館・博物館庭園活用事業
- 文化ゾーン整備事業
- コンサートホール・能楽堂大規模修繕の準備
- 文化施設のメディア掲載
- とよたアートプログラムマガジンによる文化情報発信
- 民芸館・民芸の森を担う人材育成事業
- 施設職員の事業企画力・コーディネート力の向上

(2) 目標の達成状況

指標1～3出典：2024年度「豊田市の教育に関するアンケート調査」

指標1. 文化芸術に興味のある市民・児童生徒の割合

対象者	2016年度 (第2次計画策定時)	2020年度 (第2次計画中間見直し時)	2024年度 (最新値)	目指す方向	達成状況
市民全体	58.5%	60.9%	59.2%	↑	↑
中学生	45.2%	51.1%	51.5%		
小学生	54.6%	58.6%	66.4%		

指標2. 文化芸術の鑑賞・見学を行っている市民の割合

対象者	2016年度 (第2次計画策定時)	2020年度 (第2次計画中間見直し時)	2024年度 (最新値)	目指す方向	達成状況
市民全体	72.8%	69.6%	70.3%	↑	→

指標3. 文化芸術活動(鑑賞・見学を除く)を行っている市民の割合

対象者	2016年度 (第2次計画策定時)	2020年度 (第2次計画中間見直し時)	2024年度 (最新値)	目指す方向	達成状況
市民全体	28.5%	27.6%	41.3%	↑	↑



豊田市民美術展記念展ギャラリートーク



とよたこども創造劇場

総括

- 指標1「文化芸術に興味のある市民の割合」は2016年度調査からは増加しましたが、2020年度調査からは微減しました。一方、「小・中学生」の割合は2016年度調査及び2020年度調査とともに増加し、特に小学生の割合については、大幅な増加となりました。趣味・嗜好が多様化する時代に、こどもたちの興味が伸びたことは豊田市の未来に希望を持てる結果といえます。
- コロナ禍で鑑賞や活動機会が減っていた状況にあった2020年度調査では、指標2「文化芸術の鑑賞・見学を行っている市民の割合」及び指標3「文化芸術活動(鑑賞・見学を除く)を行っている市民の割合」が減少しましたが、2024年度調査では、指標2、指標3とも上昇しました。しかし、指標2は、第2次計画策定時の数値まで回復はしていません。一方、指標3は、10ポイント以上大幅に増加しました。
- 文化芸術活動を行う市民が増えたことは、本市の文化芸術振興施策において大きな成果と言えます。
- 第3次計画においては、第2次計画の方針を引継ぎながら、社会の変化やニーズを反映し、計画を策定する必要があると考えます。



おいでんアート体験フェア



(3) 施策の評価

施策 1 みる・ふれる

多様な鑑賞・体験の機会の拡充

- 2020年度、2021年度は、コロナ禍の影響により多くの文化事業が中止となり、文化芸術に触れる機会が失われました。しかし、2022年度以降は、新しい鑑賞様式等の取組により「みる・ふれる」機会が創出でき、2024年度には鑑賞者数自体はコロナ禍以前に戻ってきています。
- こどもの鑑賞・体験機会については、学校へのアウトリーチ活動や公演へのこども招待をはじめ、博物館・美術館を活用した学習など様々な取組が行われています。
- 特に、博物館・美術館を拠点とした学校との学習連携事業「博物館・美術館学習事業(博学連携プログラム)」は博物館の開館を機に拡充され、市内の多くの小学生と中学生が参加しています。
- 一方で、こどもの鑑賞・体験機会は、親や周りの大人たちの関心が影響するため、周りの大人たちの関心を高める取組や、施設外での鑑賞・体験機会の創出が必要です。
- 公共的空間等での作品展示やコンサートにより、日常の場で気軽に「みる・ふれる」機会は一定程度創出できました。しかし、回数や会場が限られているため、より多くの市民が身近な場所で気軽に「みる・ふれる」ための取組を進める必要があります。

施策 2 つくる・つたえる

活発な創作活動の推進

- 市民の創作・発表の機会について、特に、高齢者の文化芸術活動者や参加者がコロナ禍以前に戻っていません。オンラインなど発表方法の選択肢も広がったことから、市民が求めている発表機会に沿った、「つくる・つたえる」機会の充実を図っていく必要があります。
- 若手芸術家の発表機会について、各取組の中で卒団者や修了生がスタッフとして協力するなど、これまで育成してきた人材が活動を支えており、良い循環ができています。
- コロナ禍以降、学芸会を実施する学校が大幅に減少するなど、学校で行われる文化的な活動が変化しています。若い世代のニーズを捉え、学校以外での文化活動の情報を届けることで、若手芸術家の活動・発表機会が継続できるよう努める必要があります。
- 文化活動団体数は年々減少していますが、個人で行う文化芸術活動は継続して行われており、団体に所属せず活動する人たちが増えていると考えられます。そうした活動者同士の交流・連携を促進する取組を、今後は検討していくことも必要と考えます。

施策 3 むすぶ・つなげる

活動する人々の連携とまちの活性化への展開

- 「とよた市民アートプロジェクト」においては、参加者から市民活動団体が派生し、自主的にアートを活かした活動も開始していることから、市民主体の活動推進体制につなげることができました。
- 「とよたデカスプロジェクト」については、応募件数が減少しています。また、企画に対する鑑賞・体験者数も減少しています。文化芸術による地域資源の再発見と発信は「むすぶ・つなげる」取組を進める上で継続して必要な視点のため、社会の変化を捉えて事業の再編・見直しを進めることが必要と考えます。
- 文化芸術と教育・福祉の現場との連携は進められていますが、企業や地域などの分野との連携は進んでいません。文化芸術の力を社会の中で生かすため、多様な分野との連携を一層進められるよう具体的な取組を行っていく必要があります。
- 学校等へのアウトリーチ活動については、教育現場等からのニーズが高く、より一層充実していきたいと考えます。しかし、現状の運営方法では、現場との調整に時間や人手が掛かり、回数を増やすことが難しいため、より効率的な運営方法や新たなアウトリーチ先の開拓など具体的な対応の検討を進めていく必要があります。

施策 4 つかう・いかす

文化芸術活動を支える基盤整備

- 文化ゾーン事業については、博物館の開館に合わせ、予定通りサイン整備等を進めることができました。また、コンサートホール・能楽堂の大規模修繕及びパイプオルガンのオーバーホールについて、設計を完了しました。今後も安心・安全な施設運営ができるよう、適正な改修時期や手法等の検討を重ねていく必要があります。
- 文化施設での取組や成果について、市民への情報提供が不十分です。文化芸術活動の応援者を増やし、市民の誇りとなるよう、効果的な情報が提供できる仕組み作りを進めることが必要です。
- 職員の専門性強化については、今後も多数ある研修の中から時流や市民ニーズを捉えた施設マネジメント・企画・コーディネートに資するものを積極的に受講し、施設職員の専門性強化に努める必要があります。



3 取り組むべき課題と対応方針

国、県、社会の動向を踏まえ、豊田市の文化芸術活動の現状や第2次計画の施策評価から、本市の文化芸術を推進するため、課題と対応方針を以下のとおりまとめました。

視点 1 人づくり

課題

多くのこどもは、「みる」より「する」ことに興味を持っている一方で、保護者からは「こどもが興味を示す催し物が少ない」という回答が多く、こどものニーズとの不一致や情報が届いていない可能性があります。

文化芸術に興味を持ったきっかけは身近な人の影響が大きいことから、こども期の家庭や教育環境における文化芸術体験の重要性が分かる一方で、体験格差の影響が懸念されます。

文化施設に「行ったことはないが関心がある」人が一定程度いる現状や、「気軽に発表・鑑賞できる場」が必要という意見などから、身近な場所で市民の興味・関心につながる取組が必要です。

対応方針

- ◎ こどもたち及び周りの大人たちが文化芸術に親しむ機会の拡充
- ◎ 市民が日常の中で文化芸術の魅力に触れる機会の拡充
- ◎ 幅広い文化芸術を鑑賞・体験・発表する機会の提供

視点 2 仕組みづくり

課題

文化芸術活動は、心豊かな人生や交友関係の広がりにつながることから、文化芸術を通じた様々な交流の輪を広げていく必要があります。

高齢化や団体に所属しない文化活動者の増加により、文化活動者の連携や後進の育成について、課題があります。

対応方針

- ◎ 市民が主体的に文化芸術に携わり、支える人材の掘り起こし
- ◎ 文化芸術を通じた交流の促進、まちへの愛着の醸成
- ◎ 様々な関係分野と連携した取組の推進

視点 3 基盤づくり

課題

文化施設の利用者数は、コロナ禍以前まで回復していない状況があり、今後は、新たな層の獲得に向けた工夫や努力が必要です。

文化施設での取組や成果について、市民への情報提供が不十分です。

対応方針

- ◎ 市民ニーズや時代の変化に対応した施設の整備
- ◎ 所蔵する美術品等の適切な環境づくり
- ◎ 文化芸術の魅力や価値を伝える取組の推進

第3章

第3次計画の 基本的な考え方

1 基本理念

つなげるからつながるへ 文化芸術をともに楽しむまちとよた



文化芸術は、人々の創造性を高め、豊かな人間性を育むとともに、心豊かで活力ある生活の実現に寄与します。さらに、文化芸術を通じて新たな関係性や多様な価値観を共有することにより、活力に満ちた社会の形成を促進します。

本計画では、本市の文化芸術の土壌とまち・ひとが自然につながり、文化芸術の力が社会の中で生かされることを目指します。また、「一緒に・みんなで・認め合う」という思いを重視し、「とも（共・友）に」楽しむことを、基本理念としました。

コラム1

「つなげる」と「つながる」って何が違うの？

第2次計画では、展覧会やワークショップ、イベントを開きながら、人と人、人とまちを「つなげる」ことを大切にしてきたよ。参加してみたら思いがけず話が弾んだり、新しい発見があったり…文化芸術との出会いを広げる「つなげる」取組をたくさん続けてきたんだ。

そして第3次計画では、そこからもう一歩進みたい。文化芸術って、敷居が高いとか、気合を入れて触れるものって思われがちだよ。でも、特別な日だけじゃなくて、ふだんの生活の中で自然に出会えるようにしていきたいんだ。文化芸術が「あ、なんか身近だよ」って感じられる存在になって、文化芸術の土壌でまちと人が緩やかに「つながる」—そんな風景を目指していきたいと思っているよ。

2 目指す姿

誰もが文化芸術に親しみ、日常的に鑑賞・創作活動を行っています。

文化芸術への理解が深まり、人から人、大人から子どもへ、その価値が伝わっています。

文化芸術の力が社会の中で生かされ、まちの魅力やまちへの愛着が生まれています。

3 基本目標

1 豊かな個性と創造性あふれる人づくり

2 文化芸術と人々がつながり、社会に広がる仕組みづくり

3 文化芸術の創造を推進するための基盤づくり

コラム2

「関わりしろ」って何だろ？

アートプロジェクトの現場で使われている言葉に、「関わりしろ」という造語があるの。紙を貼るときの「のりしろ」みたいに、文化芸術に関わるための“きっかけ”や“入り口”のこと。この「関わりしろ」があることで、文化芸術とひと・まち・社会との接点が、自然と生まれていくんだ。

見守りや応援といった身近な関わりから、支援や主体的な活動への参加まで、関わり方は人それぞれ。いきなり「参加してください!」と言われると、身構えてしまうよね。それぞれのペースで文化芸術に関わり、ともに育んでいく…そんな機会をこれから広げていきたいんだ。

(参考) アーツカウンシル東京『東京アートポイント計画が、アートプロジェクトを運営する「事務局」と話すときのことば。の本 <増補版>』

4 計画の体系



基本理念

つなげるからつながるへ
文化芸術をともに楽しむまちとよた

目指す姿

誰もが文化芸術に親しみ、日常的に鑑賞・創作活動を行っています。

文化芸術への理解が深まり、人から人、大人から子どもへ、その価値が伝わっています。

文化芸術の力が社会の中で生かされ、まちの魅力やまちへの愛着が生まれています。

基本目標

豊かな個性と創造性あふれる人づくり

文化芸術と人々がつながり、社会に広がる仕組みづくり

文化芸術の創造を推進するための基盤づくり

基本施策

1 <みる・ふれる>
多様な鑑賞・体験の機会の拡充

2 <つくる・つたえる>
活発な創作活動の推進

3 <むすぶ・つながる>
文化芸術への関わりしるの創出

4 <つかう・いかす>
文化芸術活動を支える基盤整備

取組内容

- (1) こどもが文化芸術に出会う機会の拡充
 - 拡充 ● 博物館・美術館学習事業（博学連携プログラム）
 - 心に残る記念事業
 - 拡充 ● 舞台芸術制作・鑑賞事業（とよたこども創造劇場、こころの劇場、ニッセイ名作シリーズ）
 - 学校への文化活動者派遣事業
- (2) 日常の中で文化芸術の魅力に触れる機会の拡充
 - 美術館による教育普及事業
 - クラシック音楽・能楽地域活性化事業（アウトリーチ活動、交流館事業、ロビーコンサート等）
- (3) 幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の充実
 - 美術館・博物館・民芸館展覧会開催事業
 - クラシック音楽・能楽鑑賞会事業
- (1) 市民の創作・発表機会の提供
 - 豊田市民美術展の開催
 - 高齢者作品展、障がい者作品展の開催
 - クラシック音楽・能楽市民参加事業（市民クラシックコンサート、市民演能会等）
- (2) 文化芸術家の活動・発表機会の充実
 - 青少年音楽3団体の運営
 - 文化の日（旧おいでんアート体験フェア）
- (1) 創造的な活動による地域への愛着とつながりの促進
 - 新規 ● (仮) とよた芸術祭
- (2) 文化芸術を支える人材の掘り起こし
 - 新規 ● とよた地域クラブ活動
 - 新規 ● とよはくパートナー事業
- (3) 文化芸術と様々な関係分野との連携
 - 新規 ● 歴史文化資源を生かした誘客促進
 - 美術館、博物館庭園活用事業
 - 新規 ● みんなが集う美術館連携促進事業
- (1) 魅力的な文化施設の環境整備
 - コンサートホール・能楽堂長寿命化改修工事
- (2) 文化芸術の魅力や価値を伝える取組の推進
 - 文化芸術情報の発信（テレビ、新聞、雑誌、ウェブ等）
- (3) 施設職員の専門性強化
 - 施設職員の事業企画力・コーディネート力の向上

1 施策と取組

第3次計画から新たに掲載・拡充する取組は **新規** **拡充** と表記

基本施策 1 みる・ふれる

多様な鑑賞・体験の 機会の拡充

文化施設に加え、様々な場所で多様な文化芸術に触れる機会を増やし、市民が気軽に鑑賞・体験でき、文化芸術の魅力を感じられる環境をつくります。特にこどもの鑑賞・体験機会を増やします。

評価指標及び目指す方向

指標	現状値 (2024年度)	目指す方向
① 学校・地域等へのアウトリーチ活動実施回数* (主な事業実績の積み上げ)	121回	↑
② 文化芸術に興味のある市民、小・中学生の割合 (豊田市の教育に関するアンケート調査)	(市民) 59.2% (中学生) 51.5% (小学生) 66.4%	↑
③ 文化芸術の鑑賞・見学を行っている市民の割合 (豊田市の教育に関するアンケート調査)	70.3%	↑

※コンサートホール・能楽堂アウトリーチ、コンサートホール・能楽堂出前コンサート、コンサートホール・能楽堂交流館事業、美術連続講座（交流館等の講座も含む）、文化活動者派遣事業等

(1) こどもが文化芸術に 出会う機会の拡充

未来を担うこどもたちの鑑賞・体験機会を拡充します。特に、こどもを取り巻く様々な社会環境の変化に対応するため、家庭や学校、地域等にアプローチを図ります。

主な取組内容	概要	所管課
拡充 博物館・美術館学習事業 (博学連携プログラム)	社会に出てからも生かせる資質・能力を育むため、博物館と美術館が連携して、小・中学生が実物資料を活用した探究活動「アクティブ・ラーニングツアー」を実施する。	博物館 美術館
心に残る記念事業	市内全中学校・特別支援学校の3年生が、コンサートホールでクラシック音楽を鑑賞する。	学校教育課
拡充 舞台芸術制作・鑑賞事業 (とよたこども創造劇場、こころの劇場、ニッセイ名作シリーズ)	豊かな心や感性を育む機会として、小・中学生がプロの演出家の指導を受けながら演劇公演を行うとともに、希望する小学校の3、4、6年生が、ミュージカルや劇等を鑑賞する。	文化振興課
学校への文化活動者派遣事業	文化活動者が市内の小・中学校に出向き、授業で演劇・本作り・俳句・造形等を指導することで、こどもたちの文化芸術への興味発掘や、教員の新たな指導法の獲得の機会とする。	文化振興課

第4章

第3次計画の推進

(2) 日常の中で文化芸術の魅力に触れる機会の拡充

気軽に参加できる公演・講座のほか、地域等へのアウトリーチ活動や、新たな文化イベントの誘致など、誰もが日常の中で文化芸術の魅力を感じられる機会を提供します。

主な取組内容	概要	所管課
美術館による教育普及事業	アウトリーチ活動として、学芸員やボランティアが交流館・文化施設等に出向いて美術連続講座等を行う。	美術館
クラシック音楽・能楽地域活性化事業 (アウトリーチ活動、交流館事業、ロビーコンサート等)	コンサートホール・能楽堂の公演出演者が、学校や交流館等の地域へ出向いてミニコンサートやワークショップを開催する。 また、コンサートホール登録団体（地元演奏家）が、参合館アトリウム等でのロビーコンサートや、福祉施設等で出前コンサートを開催する。	文化振興課

(3) 幅広い分野の文化芸術に親しむ機会の充実

美術館、博物館、民芸館、コンサートホール・能楽堂、市民文化会館等の文化施設において美術、音楽、舞台芸術など様々な分野の公演や展覧会等を開催することで、古典芸能から現代の新たな表現まで、幅広い文化芸術の鑑賞・体験機会を提供します。

主な取組内容	概要	所管課
美術館・博物館・民芸館展覧会開催事業	企画展、特別展、常設展を開催し、広く市民に紹介する。	美術館 博物館 民芸館
クラシック音楽・能楽鑑賞会事業	コンサートホール・能楽堂において、市民にクラシック音楽及び日本の伝統芸能である能・狂言等の鑑賞機会を提供する。	文化振興課



基本施策 2 つくる・つたえる

活発な創作活動の推進

市民の創作活動の場やその成果を発表する様々な機会を提供することで、こどもから大人まで活発な創作活動を推進し、活動の活性化と質の向上を図ります。

評価指標及び目指す方向

	指標	現状値 (2024年度)	目指す方向
①	文化芸術活動の活動・発表者数* (主な事業実績の積み上げ)	2,570人	↑
②	文化芸術活動(鑑賞・見学を除く)を行っている市民の割合(豊田市の教育に関するアンケート調査)	41.3%	↑

*豊田市民美術展の入選者数、高齢者作品展及び障がい者作品展の応募者数、市民クラシックコンサート及び市民演能会出演者数、フレッシュコンサート出演者数、文化な日(旧おいでんアート体験フェア)の文化活動者数、文化活動者派遣事業の文化活動者数等

(1) 市民の創作・発表機会の提供

市民が気軽に創作活動に親しむ機会をつくるとともに、公募展や参加型公演等を開催し、日頃の活動成果を発表できる場を提供します。

主な取組内容	概要	所管課
豊田市民美術展の開催	市民が日頃の文化芸術活動の成果を発表する場として、絵画、彫刻・インスタレーション、工芸、書道、写真、デザインなど幅広い分野の公募展を開催する。	文化振興課
高齢者作品展、障がい者作品展の開催	市内在住の60歳以上の高齢者を対象とした作品展を開催する。障がい者及びグループ等から作品を公募した展覧会を開催する。	地域交流課 障がい福祉課
クラシック音楽・能楽市民参加事業 (市民クラシックコンサート、市民演能会等)	市内音楽愛好家が主役のクラシックコンサートや、市内能楽愛好家が主役の謡、仕舞、狂言の発表会を開催する。	文化振興課

(2) 文化芸術家の活動・発表機会の充実

若手演奏家による公演の開催や、音楽・舞台芸術・人材の育成、文化活動者の活動機会の拡充など文化芸術家の育成や活動・発表を支援します。

主な取組内容	概要	所管課
青少年音楽3団体の運営	小学生から大学生で構成する公立の合唱団、オーケストラ、マーチングバンドの運営を通して、青少年の豊かな情操の育成と本市の音楽文化の向上を目指す。	文化振興課
文化な日(旧おいでんアート体験フェア)	市内の文化団体が一堂に会し、来場者が気軽に様々な文化芸術に触れる体験型イベントを開催する。	文化振興課

基本施策 3 むすぶ・つながる

文化芸術への 関わりしらの創出

地域に対する愛着や人々のつながりを醸成するため、これまでに蓄積してきた文化芸術活動の成果や市内各地の地域資源を生かしながら、文化芸術を通して様々な分野と連携し、市民が主体的に文化芸術に取り組み、支えることのできる関わりしらを広げていきます。

評価指標及び目指す方向

指標	現状値 (2024年度)	目指す方向
① ボランティア活動や博物館パートナー活動参加延べ人数 (各施設統計)	3,327人	↑
② 文化芸術を身近に感じられる環境があると思う市民の割合	-	↑
③ 豊田市の歴史・文化に対する愛着や誇りを持っている市民の割合 (市民意識調査)	49.8% (2025年度)	↑

(1) 創造的な活動による 地域への愛着と つながりの促進

市民が文化芸術に関わる多様な活動の場や機会を充実させ、文化芸術への理解を深めるとともに、地域の魅力の再発見や愛着の醸成につなげます。また、作家の制作サポートや運営に関わる機会を提供し、主体的な活動につながるよう支援します。

主な取組内容	概要	所管課
新規 (仮)とよた芸術祭	本市ならではの魅力ある地域資源を生かした文化芸術イベントを創出し、文化芸術への関心層の拡大と地域の関係・交流人口を増やす。	文化振興課

(2) 文化芸術を支える 人材の掘り起こし

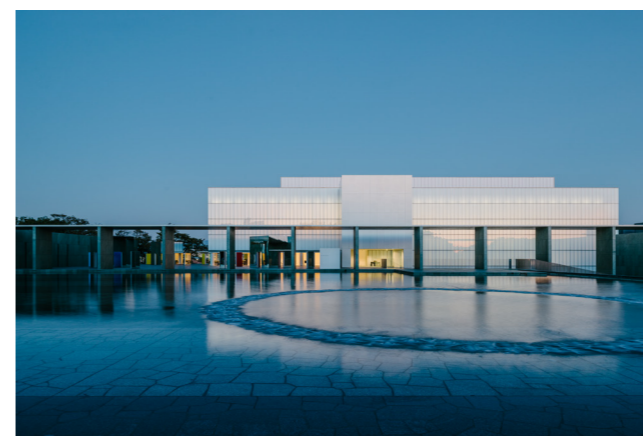
とよた地域クラブ活動の地域指導者やボランティアなど文化芸術活動を支える人材、自身のスキル・経験を地域の子どもたちへ還元する人材を掘り起こします。

主な取組内容	概要	所管課
新規 とよた地域クラブ活動	中学校の部活動に代わり、子どもたちがスポーツ・文化芸術活動等に親しむことができる機会を確保する。	学び体験推進課
新規 とよはくパートナー事業	市民との共働により、博物館における様々な活動を行い、市民や団体の育成を推進する。	博物館

(3) 文化芸術と様々な 関係分野との連携

社会の中で文化芸術の力を生かすため、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業など様々な分野と連携し、文化芸術ツーリズムなどの取組を推進します。

主な取組内容	概要	所管課
新規 歴史文化資源を生かした誘客促進	山城を中心とした市内の歴史・文化資源の魅力を再認識し、認知を広めることで、価値の再構築を図るとともに、ターゲットを絞った戦略的な取組、プロモーションを実施する。	シティプロモーション課
美術館・博物館庭園活用事業	観光資源としての美術館、博物館を生かし、美しい景観の庭園を活用した様々な取組を行うことにより、集客力向上につなげる。(マルシェの開催等)	美術館 博物館
新規 みんなが集う美術館連携促進事業	多様な市民がミュージアムを自らの居場所として親しみ、使い、参加することのできる環境づくりを進める。	美術館



豊田市美術館



豊田市博物館前でのマルシェ



基本施策 4 つかう・いかす

文化芸術活動を支える基盤整備

文化芸術活動を支える拠点として、施設の特性や機能を生かし、多様な文化芸術活動を支援します。また、地域の文化的魅力を広く発信するとともに、文化芸術の価値を市民に伝えていきます。

評価指標及び目指す方向

指標	現状値 (2024年度)	目指す方向
① 市内の文化施設について「行ったことがある」と回答した市民の割合 (豊田市の教育に関するアンケート調査)	44.3%※	↑
② 「鑑賞・見学」する上で催し物の情報が少ないと回答した市民の割合 (豊田市の教育に関するアンケート調査)	22.3%	↓

※6施設 (美術館、市民文化会館、コンサートホール、能楽堂、博物館、民芸館) の平均値

(1) 魅力的な文化施設の環境整備

コンサートホール・能楽堂や文化ゾーンなど、各施設やエリアの特性を生かした、行きたくなる・使いたくなる環境整備を進めていきます。また、所蔵する美術品等の適切な管理を通じ、文化的アイデンティティや地域への愛着・誇りの醸成を図ります。

主な取組内容	概要	所管課
コンサートホール・能楽堂長寿命化改修工事	開館から25年以上が経過し、公演や貸館を安全に継続していくため、個別施設計画に基づく長寿命化改修工事を行う。	文化振興課

(2) 文化芸術の魅力や価値を伝える取組の推進

公演やワークショップなどの文化芸術に関する情報を、効果的かつ戦略的に発信することで、市民への周知と関心の喚起を図ります。あわせて、文化芸術が持つ魅力や価値を伝え、理解の促進につなげていきます。

主な取組内容	概要	所管課
文化芸術情報の発信 (テレビ、新聞、雑誌、ウェブ等)	各文化施設において開催する公演・展覧会・イベント等の情報のメディア掲載を積極的に働きかけ、文化芸術情報を発信する。	美術館 博物館 民芸館 文化振興課

(3) 施設職員の専門性強化

専門性をもった外部組織などと交流や連携を深め、施設スタッフの専門性を強化するとともに、コーディネート力の向上を図ります。

主な取組内容	概要	所管課
施設職員の事業企画力・コーディネート力の向上	文化芸術に関する他の機関、施設、大学等と交流・連携を図ることで、施設職員の企画力、調整能力等を向上し、利用者・鑑賞者の満足度向上につなげる。	文化振興課

2 推進体制

本計画の推進に当たり、施策の実施状況に関する進捗管理、評価などを行います。

(1) 豊田市文化芸術振興委員会

市民や有識者、専門家などで構成する文化芸術振興委員会 (以下、「委員会」という。) では、①計画の施策の評価及び検証に関すること、②計画の施策に関すること、③文化芸術に係る関係団体の連携及び連絡調整に関すること、④その他文化振興の推進に関することについて協議を行っています。

(2) 計画の進捗管理

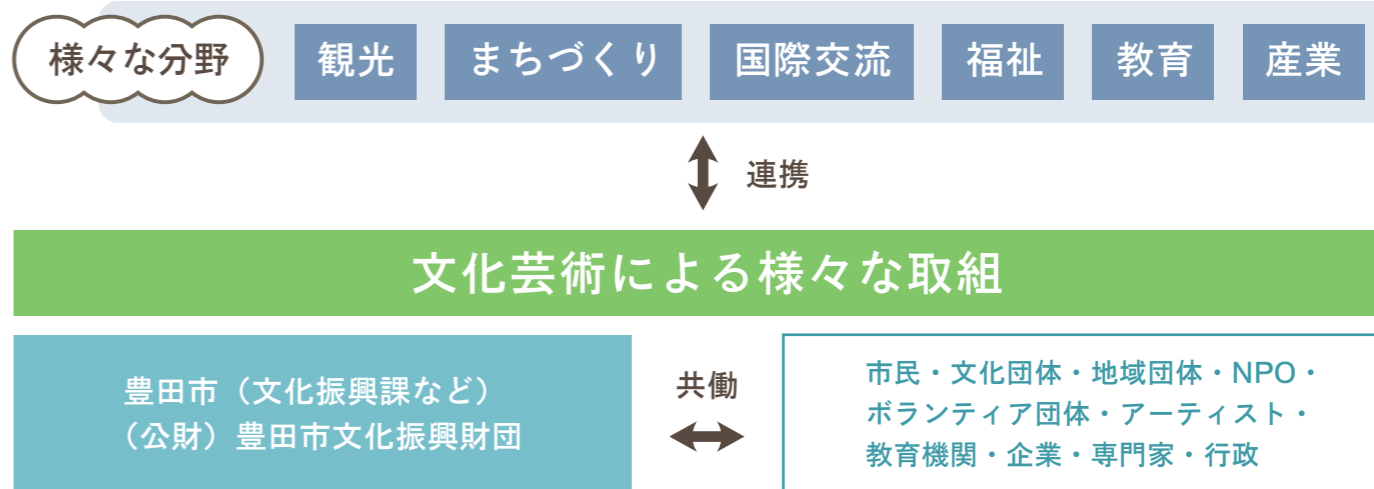
本計画の着実な推進と実行性を高めるため、主な取組内容は、毎年度進捗状況を把握し、取りまとめます。合わせて、委員会において、施策の進め方や成果に関する評価・検証を行うとともに、意見や提言をいただき、改善策等へ生かしてまいります。その結果については、ホームページ等分かりやすい方法で広く市民に公表します。

(3) 様々な分野との連携

本計画の推進にあたっては、行政だけではなく市民や専門家、文化団体、NPO、ボランティア団体、地域団体、企業、教育機関等との幅広い連携が必要です。

文化芸術を通じて多分野の様々な活動主体が連携・共働し、それぞれの役割を果たしながら一体となって取り組んでいきます。

連携・推進のイメージ



3 評価方法

本計画の推進に向けては、PDCAサイクルに基づき、主な取組内容の進捗管理を行います。また最終年度である 2035年度には評価指標に基づき計画の達成状況の確認を行います。

第5章 関連資料

1 文化芸術基本法

公布 平成13年12月7日法律第148号
最終改正 令和元年6月7日法律第26号

前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
 - 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(文化芸術団体の役割)

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協働)

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 文化芸術推進基本計画等

(文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(地方文化芸術推進基本計画)

- 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（文化芸術推進会議）

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年六月二三日法律第七三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成三〇年六月八日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月七日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 豊田市文化芸術振興委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市文化芸術振興委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 本市における文化芸術振興の推進に関し必要となる取組について協議するため、平成20年4月に策定した豊田市文化芸術振興計画に基づく計画の推進体制として、豊田市文化芸術振興委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 豊田市文化芸術振興計画の施策の評価及び検証に関すること。
- (2) 豊田市文化芸術振興計画の施策に関すること。
- (3) 文化芸術振興に係る関係団体の連携及び連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化振興の推進に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、豊田市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 文化関係者
- (3) 教育関係者
- (4) その他豊田市文化振興課が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(委員長等)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を1人ずつ置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

(推進会議)

第8条 委員会に、豊田市文化芸術振興計画の推進に関し調査・研究及び検討を行うため、推進会議を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、豊田市文化振興課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年5月29日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

豊田市文化芸術振興委員会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	所属等
委員長	高北 幸矢	学識経験者(清須市はるひ美術館館長)
副委員長	高橋 秀治	学識経験者(豊田市美術館館長)
委員	藤田 雅也	学識経験者(岡山大学学術研究院教育学域教授)
	石黒 秀和	文化関係者(とよた演劇協会会長)
	磯村美沙希	文化関係者(office codonart代表)
	伊丹 靖夫	文化関係者(画家)
	石川 紀子	教育関係者(豊田市立花山小学校校長)
	中 佳子	市民公募

(2026年3月現在)

3 豊田市の主な公共文化施設（貸館）

豊田市民文化会館

設置年 大ホール 1981年 / 小ホール 1975年
敷地面積 33,534㎡ **延床面積** 17,326.24㎡

概要・目的
 市民文化会館は、舞台芸術公演の中心的施設で市内最大のホールを有する。コンサート・舞踊・大会などに利用される大小のホールや展示室、練習室などがある。鑑賞だけでなく市民の文化活動の発表の場としても利用されている。

主な事業
 文化・芸術の創造、発信及び普及を図るため、こども・青少年や中高年向けの事業を行うなど、市民に幅広く親しまれる事業を実施している。また、本格的な演劇等の事業も開催している。

貸出施設	定員等(人)	面積(㎡)
大ホール	1,708	-
小ホール	436	-
多目的ホール	180	301.0
展示室A	-	593.0
展示室B	-	144.0
展示室C	-	72.0
展示室D	-	72.0
リハーサル室	-	228.0
練習室A	-	44.0
練習室B	-	50.0
練習室C	-	97.0
会議室A	20	-
会議室B	24	-
和室	20	-



大ホール



小ホール



多目的ホール

豊田市コンサートホール・能楽堂

設置年 1998年 **延床面積** 11,556㎡

概要・目的
 芸術文化の振興及び普及を目的に、クラシック音楽や能・狂言を中心とした質の高い芸術作品の「鑑賞の場」を提供する。コンサートホールは、クラシックを中心とした音楽専用のホールであり、パイプオルガンを設置している。

主な事業
 クラシック音楽と能・狂言を中心に質の高い伝統芸能を鑑賞できる機会、市民が参加体験できる芸術創造機会を提供できる事業を展開している。また、こどもや青少年を対象に、芸術文化にふれる機会の提供や芸術活動支援も行っている。

貸出施設	定員等(人)	面積(㎡)
コンサートホール	1,010	870.0
能楽堂	461	550.0
多目的ルーム	-	90.0
リハーサル室1	-	98.0
リハーサル室2	-	93.0
板の間	-	28.0



コンサートホール



能楽堂

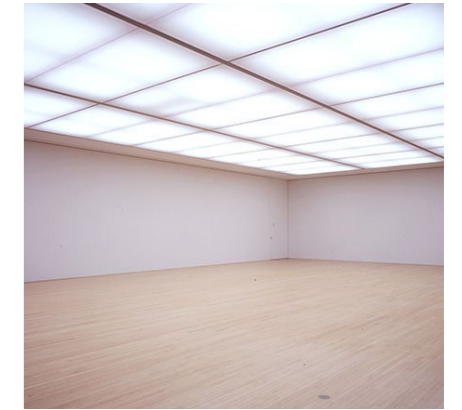
豊田市美術館（美術館ギャラリー）

設置年 1995年
敷地面積 30,041㎡ **延床面積** 11,121㎡

概要・目的
 国内外の近代および現代美術を展望するに相応しい総合美術館であり、“ひとりひとりが作品と対峙しながら作品との関係を成立させていく”「鑑賞の場」を提供する。

主な事業
 美術分野に関する展覧会を開催するとともに、美術作家を招いて、児童生徒らに対する教育普及活動やワークショップ、美術に関する理解を深めてもらうための各種講座・講演会・コンサート等（アーティスト・トーク、対談、作品ガイドボランティアによるギャラリーツアーなど）を開催している。

貸出施設	面積(㎡)
美術館ギャラリー	216.0



美術館ギャラリー

豊田市博物館

設置年 2024年
敷地面積 40,204㎡ **延床面積** 7,891㎡

概要・目的
 豊田市の多様な自然環境と、その中で生きる人々が生み出してきた歴史、文化及びものづくり産業の歩みを物語る資料と記憶を、市民、地域及び企業とともに未来へつなげるための「みんなで作る博物館」。

主な事業
 「とよたの自然と人々の営み」をテーマに、実物資料と共に映像やジオラマを用いた豊田市の自然・歴史・文化を紹介する常設展や、国内外の歴史や文化、自然の特質や魅力を紹介する企画展を開催している。また、とよはくパートナー活動や児童生徒らに対する博物館学習、家族で参加できるワークショップなど、豊田市に関する理解を深めてもらうための事業を実施している。

貸出施設	面積(㎡)
セミナールーム A	85.0
セミナールーム B	85.0
セミナールーム C	85.0
えんにち空間	60.0



セミナールーム

豊田産業文化センター・豊田市青少年センター

設置年 産業文化センター 1985年
青少年センター 1982年

敷地面積 22,069 m² **延床面積** 13,122 m²
※施設全体の数値

概要・目的

地域産業の発展及び地域文化の創造に寄与し、地域住民の連携と交流を促し、生活文化向上を図るために設置された官民複合施設。産業文化センター、青少年センターのほか、とよた科学体験館、豊田市ジェンダー平等推進センター、TIA活動センター、豊田中日文化センター（民間）の機能が併設されている。

主な事業

- 産業文化センター
プラネタリウム、サイエンス事業のワークショップ等
- 青少年センター
若者の社会参加促進、自立支援活動、バンド、演劇、ダンス等登録サークルの活動支援

産業文化センター

貸出施設	定員等(人)	面積(m ²)
小ホール	240	342.6
多目的ホール	200	242.0

青少年センター

貸出施設	定員等(人)	面積(m ²)
交流室	150	170.0
会議室 A	60	85.0
会議室 B	60	85.0
会議室 C	40	57.0
会議室 D	40	57.0
談話室 E	10	27.0
談話室 F	10	28.0
談話室 G	10	28.0
和室	24	53.0
軽運動室①	25	71.0
軽運動室②	15	46.0
音楽室	20	42.0

豊田市福祉センター

設置年 2011年

敷地面積 15,292 m² **延床面積** 8,573 m²

概要・目的

保健福祉関係の団体や市民の活動拠点を目指し、各種情報の発信や市民活動の交流を促進する。ホールでは、福祉団体の講演会・講座などのほか、市民が文化活動を行える。

主な事業

各種の福祉相談、福祉関係団体の活動の支援、ボランティア活動の支援



ホール

貸出施設	定員等(人)	面積(m ²)
ホール	575	2,232.00
31 会議室	8	20.67
32 会議室	8	20.67
33 会議室	12	24.57
34 会議室	42	73.71
35 会議室	42	73.71
36 会議室	42	73.71
37 会議室	42	73.71
41 会議室	210	280.98
42 会議室	42	73.71
43 会議室	42	73.71
44 会議室	42	73.71
45 会議室	42	73.71
46 会議室	42	73.71
47 会議室	42	73.71

第3次豊田市文化芸術振興計画

2026年4月～2036年3月



豊田市HP

【発行】豊田市 魅力創造部文化振興課
2026年3月発行

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地

TEL 0565-34-6631 FAX 0565-34-6766